

平成27年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月20日（月） 午後2時15分から午後3時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	7番	南郷隆一郎
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（2人）

委員	6番	川畑伸之
委員	13番	元栄章裕

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第4号 下限面積（別段面積）の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
14:15 ~ 15:30 事務局長	<p>ただ今から、平成27年度第1回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は2名欠席ですが、過半数は超えていますので、総会は成立します。</p> <p>それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、前回総会から昨日までの会務報告を行います。</p> <p>3/18 沖永良部土地改良区役員会 3/19 人・農地プラン検討会 3/25 コミュニティづくり推進協議会総会 3/26 鹿児島県農業会議第87回通常総会 3/30 沖永良部土地改良区総代会 4/17 サトウキビ支部会</p>
議長	<p>これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、17番三原委員、18番中瀬委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p><b>【議案第1号について朗読】</b></p> <p>議案第1号は、売買4件、賃貸借3件、となっています。</p>

	<p>1 番 1 田皆字萬当〇〇番地の439㎡です。 売買となっています。</p> <p>2 番 1～3 上平川字上湊〇〇番地外 2 筆の合計5,678㎡ です。 賃貸借となっています。</p> <p>3 番 1 田皆字阿蘭口〇〇番地の2,997㎡です。 売買となっています。</p> <p>4 番 1 正名字城根〇〇番地の3,005㎡です。 売買となっています。</p> <p>5 番 1 正名字八能九原〇〇番地の648㎡です。 売買となっています。</p> <p>6 番 1 竿津字宮田〇〇番地の5,016㎡です。 解除条件付き賃貸借となっています。</p> <p>7 番 1～2 屋子母字御神ノ上〇〇番地外 1 筆の合計6,908㎡ です。 解除条件付き賃貸借となっています。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満 たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお 願ひいたします。</p>

9 番委員	<p>1 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、サトウキビの後、耕運して次もサトウキビを作る予定で準備しています。農業の取り組みを阻害する恐れはございませんので、審議をよろしく申し上げます。</p>
1 4 番委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。この圃場については、前に借りていた人が耕作しなくなって、荒れる寸前になっていました。新先の2筆は〇〇さんが春植えをしてあります。〇〇番地については、入口は伐採して畑に入れる状態になっていますけど、今後開墾していかなければ作付は難しいような状況です。〇〇さんは、キビ、バレイショ、果樹、みかんを作っております。農機については全て揃っております。また、現況についても、地域農業を阻害する要因等はありませんので、ご審議のほう、よろしく申し上げます。</p>
8 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんとは知人です。この畑については、以前あっせんで売買の申込みをされていたんですが、買い手がつかなくて、〇〇さんが貸してくれないかと言うことで、声をかけたところ、売るんだったら良いですと言うことで、100万円で折り合いがついて売買と言うことになりました。〇〇さんは、サトウキビ、サトイモを作っております。兼業農家であります。機械類は全てあります。地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、ご審議をお願いいたします。</p>
7 番委員	<p>4 番 5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんはいとこにあたります。作付状況はサトウキビの株出し、農機具はトラック1台、耕耘機1台持っています。地域における、農業の取り組みを阻害する恐れはありません。ご審議をお願いします。</p> <p>次に5番の〇〇さんと〇〇さんはいとこにあたります。農機具は全部揃っております。ご審議をお願いします。</p>

1 2 番委員	<p>6 番説明</p> <p>6 番について説明します。  現地は田芋を植えてありますけれども、田芋をとった後、字でサトウキビを植えるということです。よろしくをお願いします。</p>
3 番委員	<p>7 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇農産の社長については、叔父にあたります。前からみなしで借りていましたが、現在は畑はですね、ジャガイモを収穫した後で、空いております。今まで本人がみなしでしていましたが、会社組織に借りると言うことです。また、機械等も全部揃っております、トラクター、軽トラック、防除機、管理機揃っております。地域における農業の取り組みを阻害する恐れはございませんので、よろしく、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局と地区担当委員の説明がございましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
事務局	<p>補足説明をします。1 番については、〇〇さんの旦那が買っていた畑ですが、今まで取得してなかったと言うことで、農地中間管理事業が始まる前の経営面積がある状態でしたら、所有権移転のほうは許可できるかも知れないですよと言うことで、今回の申請のほうを上げさせて頂いております。</p> <p>3 番については、〇〇さんが譲り受け人と言うことで、あっせんの取り下げで通常の売買と言う形で上げさせて頂いております。</p> <p>7 番については〇〇農産の本社は鹿児島市ですので訂正をお願いします。現在〇〇さんが役員の一人名言うことです。常時従事しておれば、法人が、貸し借りができると言うことで、今回解除条件付きで申請が上がっております。</p>
議長	<p>何か聞きたいこと、質問等ございませんか。</p>

8 番委員	解除条件付き賃貸借について詳しい説明をお願いします。 7 番はしましたので、6 番についてお願いします。
事務局	6 番については、地縁団体としての認可がおりています。 〇〇字としての、法人化行為をすることでの解除条件付きの賃貸借となっています。解除条件については、農業を営んでいないと発覚した段階で従前の農地に返すという条件を付けた賃貸借契約のほうを結んで頂いております。写しを添付した申請となっております。
1 6 番委員	関連して、〇〇字は皆で協力して作物を作る予定ですか。 (今からの声あり) 〇〇さんの5反と前からの2反5畝を合わせて、7反5畝に字民みんなで作物を作る計画は良いことですね。 これは良い発想じゃないかな。 遊休地が出た場合に字が中心になって、一時的に借りて、字民皆で開放すれば良いことだから。
議長	ほかにございませんか。 (はいの声あり) よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、採決をいたします。 それではただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。

議長	議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局に説明及び朗読をお願いいたします。
事務局	<p>【議案第2号について朗読】</p> <p>こちらのほうは、平成27年1月に農振除外のあった分です。</p> <p>申請人（譲受人）  知名町黒貫〇〇番地 株〇〇 代表取締役〇〇氏</p> <p>譲渡人  知名町徳時〇〇番地 〇〇氏</p> <p>土地の表示  大島郡知名町大字黒貫〇〇番地 628㎡</p> <p>事業計画  コンテナ置場 628㎡</p>
議長	ただ今、事務局の説明に対して、地区担当委員からの補足説明はございませんか。
17番委員	この土地については、1月に承認されていますので、よろしくお願ひします。
議長	はい、ただ今の事務局の説明に対して皆さんのほうからお聞きしたいことはございませんか。

16番委員	<p>確認だけ。</p> <p>今〇〇がブルーの線が引かれています。その海側の方は、自然な流れで境界線があります。今回赤の申請地は少し突出していますよね、現実そこにはなだらかな元の線があったわけなんですが、何らかの原因で浜のほうにブルで押し飛ばして、こういう形になりました。現実、これに対して異議がなくて、今はすんなりいっていますが、いずれ芦清良の方にもこういう形で非農地化があった場合には、このラインが一つの基準となってしまうと言う可能性が高いと言うことですので、知名町の、自分達の沿岸部ですので、この辺は農業委員会の指摘の下に理解を乞うと、確認すべき事ではないかと常に思っています。従って、今回の赤い申請地は町が調べた面積だと言うことで、前は賛成になったんですが、こういうのは農業委員会のお墨付きを与えると言う事ですので、これ以外の所にもこういう事案がたくさんあるよと言う事を、ひとつ把握をしておいてもらいたいなと、知名町に対してですよ。一つの意見です。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>地籍は、調査は終わっています。これから閲覧して二、三年後に確定するんですよ。この境界については、〇〇委員さんからも前会の審議の時にありましたが、赤の下部分にこの土地の方の石積みがありまして、当時境界として決めているみたいです。双方の立会を持って地籍調査での境界としたみたいです。</p>
16番委員	<p>ちなみに、石を確認したんだが、あそこは積んだんじゃなくて、そこに流れてきたから、排石しただけで積んではないのよね。異議を申し上げているんじゃなくて、これは前例になるから、本町としてもこれでいいのかねと、問題を提起しただけであって、それにはオッケーであれば、賛成しますよ。</p>
事務局	<p>地籍調査で調査は済んで、後は印鑑を押したら確定しますが、今の段階では案の段階で、法務局にはまだ申請していません。</p> <p>今の時点では、それぞれの地主が認めている線です。</p>



議長	他にございませんか。 よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)
議長	ありがとうございます。 全員が賛成ですので、ただ今の原案に対しましては、許可決定いたします。
議長	それでは、議案第3号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について事務局に説明及び朗読をお願いします。
事務局	<p>議案第3号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、ご説明いたします。</p> <p>今月については、通常の利用権設定が1件、所有権の移転が1件中間管理事業に係る利用権設定が3件あります。</p> <p><b>【議案第3号について朗読】</b></p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1～2 田皆字曾根〇〇番地外1筆 合計1,840㎡</p> <p>賃貸借 10年の新規設定となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>所有権の移転</p> <p>1番1 瀬利覚字只原〇〇番地 1,028㎡</p>

	<p>売買 地域振興公社から知名町芦清良 ○○氏</p> <p>1 2月の総会で公社への所有権移転が承認された土地です。</p> <p>利用権の設定（中間管理事業）</p> <p>1 番 1 ～ 1 3 田皆字萬当○○番地 1, 046㎡外 1 2 筆 合計26, 326㎡</p> <p>2 番 1 ～ 2 田皆字萬当○○番地 5, 744㎡外 1 筆 合計9, 036㎡</p> <p>3 番 1 ～ 2 正名字宇佐川○○番地 3, 369㎡外 1 筆 合計5, 532㎡</p> <p>賃貸借、1 0年間の新規設定で1 番と3 番についてはリタイアによる中間管理機構への貸付で、2 番については耕作者集積協力の対象となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>1 番説明（利用権の設定）</p> <p>○○さんと○○さんは知人でありまして、○○さんは認定農業者であります。機械類は全部揃っております。地域における農業を阻害する恐れはありませんので、ご審議のほうお願いします。</p>
1 6 番委員	<p>1 番説明（所有権の移転）</p> <p>今、公社のほうから○○さんへ移転と言うことですが、前から話はあったようです。ちなみに以前から○○さんの土地を○○さんが借用して、ジャガイモを作っていたと思います。本人はかれこれ2 0年以上農業をしております。四、五年前に火災があって農業機械の消失という事案はあったんですが、今はおかげさまで立ち直ってですよ、必要十分な農業機械も揃っているんじゃないかなと思います。現在7 町歩位やっております。農業基盤は十分</p>

	<p>だと思えます。又、瀬利覚の周囲の皆さんと十分にうまくいけるんじゃないかなと考えます。ご審議をよろしくお願いします。</p>
8 番委員	<p>1 番説明（中間管理事業による設定）</p> <p>〇〇さんは高齢のため、機構へ貸付。田皆及び下城の畑については、サトウキビとバレイショの輪作体系を取って作物を作っています。畑も面積がありますが、きれいに整備されています。</p> <p>2 番説明</p> <p>〇〇さんは、1 番の〇〇さんの娘で、畑は〇〇さんがしています。</p>
7 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇番地はサトウキビの株出しで、〇〇番地はキビを植え付ける予定です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局及び地区担当委員の補足説明がございましたが、質問等はございませんか。</p>
8 番委員	<p>参考までにお聞きしたいんですが、〇〇さんは高齢で、後 10 年間は厳しいところがあって、もしも貸付期間中に何かあったら支払方法等はどうなりますか。</p>
事務局	<p>相続の方が決まれば、口座の変更届を出して 10 年間貸付ないと返還の必要があります。</p>

議長	<p>よろしいですか、  (はいの声あり)  それではただいまの原案に対しまして、賛成の方は挙手でお願いいたします。(挙手全員)</p>
議長	<p>ありがとうございます。  全員賛成ですので、許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号下限面積の設定について、事務局に説明及び朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号下限面積の設定について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案第4号について朗読】</b></p> <p>現行50アール(別段面積設定なし)</p> <p>(1) 管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が、全農家の8割を超えている。</p> <p>(2) 管内の耕作放棄地率は5%未満と低い現状である。</p> <p>農業委員会が定めようとする別段の面積は、農業者の総数の概ね100分の40を下らないように算定されるべきであり、下記のとおり提案します。  下限面積(別段面積)については現行の50アールの変更は行わない。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対し、皆様から質問等をお願いします。  下限面積は50アールでよろしいですか。  (はいの声あり)</p>

議長	<p>それでは採決いたします。  ただ今の事務局の説明に対して賛成の方は挙手でお願いします。  (挙手全員)</p>
議長	<p>ありがとうございます。  全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号について朗読】</b></p> <p>合意解約 2件</p> <p>1番 屋子母字サ田〇〇番地 598㎡  他者へ貸付のため解約</p> <p>2番1～2 屋子母字御神ノ上〇〇番地外1筆 6,908㎡  他者へ貸付のため解約</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局の報告に対して聞きたいことはございませんか。  よろしいですか。(はいの声あり)</p>
議長	<p>有難うございます。それではその他について事務局をお願いします。</p>

事務局	次回総会 平成27年5月18日（月）午後1時30分より
事務局	<p>(1) 田畑売買価格調査について</p> <p>(2) 平成26年度農業委員会活動実績及び平成27年度活動計画について</p>
議長	<p>以上で、平成27年度第1回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年4月20日

議 長 平 井 久 元

署名委員 三 原 利 昭

署名委員 中 瀬 秀 治